

○ 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p><b>第1 趣旨</b> （略）</p> <p><b>第2 対策の内容</b></p> <p>1 事業実施主体 本対策は、第5に定める都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）を実施主体とする。</p> <p>2 耕作放棄地再生利用交付金 <u>都道府県協議会は、別紙1及び別紙2の定めるところに従い、地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）を通じて耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）を交付し、農業者、農地中間管理機構等の取組主体（以下「取組主体」という。）が行う</u> 荒廃農地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の補完整備を推進する。</p> <p><b>第3 実施期間</b> （略）</p> <p><b>第4 対策推進の基本的考え方</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 耕作放棄地対策協議会の役割 都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金の適正な管理・執行、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組に係る合意形成等、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p><b>第5 耕作放棄地対策協議会</b></p> <p>1 農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定</p>	<p><b>第1 趣旨</b> （略）</p> <p><b>第2 対策の内容</b></p> <p>1 事業実施主体 本対策は、第5に定める都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）<u>及び地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）</u>を実施主体とする。</p> <p>2 耕作放棄地再生利用交付金 別紙1及び別紙2の定めるところに従い、耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）を交付し、荒廃農地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の補完整備を推進する。</p> <p><b>第3 実施期間</b> （略）</p> <p><b>第4 対策推進の基本的考え方</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 耕作放棄地対策協議会の役割 都道府県協議会及び地域協議会は、<u>本対策の実施主体として</u>、再生利用交付金の適正な管理・執行、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組に係る合意形成等、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p><b>第5 耕作放棄地対策協議会</b></p> <p>1 <u>本対策の実施主体として</u>、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興</p>

めるところにより、本対策の実施主体として都道府県の区域をその区域とする都道府県協議会を、また、事業の推進に必要な市町村の区域等をその区域とする地域協議会を設置するものとする。

2 都道府県協議会及び地域協議会は、次に定める要件を満たすものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県協議会においては、都道府県、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により指定された農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、都道府県農業協同組合中央会（農業協同組合の一部を改正する法律（平成27年法律第63号）附則第12条に基づき、都道府県農業協同組合連合会に組織変更を行ったものを含む。）、都道府県土地改良事業団体連合会等から、地域協議会においては、市町村、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区等から、当該都道府県又は当該地域の実情に応じて会員が構成されていること。また、導入作物の候補及び選定方針の検討等の際に普及指導センターによる技術及び経営に関する指導が必要な地域にあっては、地域協議会の会員に普及指導センターを含めるものとする。

(3) 本対策に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約その他の規程が定められていること。

(4)～(5) (略)

(6) 事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿っていること。

3～6 (略)

第6 実施の手続 (略)

第7 助成措置

国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとする。

都道府県協議会は、これを受けて造成された耕作放棄地再生利用基金(以

局長」という。)が別に定めるところにより、都道府県の区域をその区域とする都道府県協議会及び市町村の区域等をその区域とする地域協議会を設置するものとする。

2 都道府県協議会及び地域協議会は、次に定める要件を満たすものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県協議会においては、都道府県、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により指定された農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会等から、地域協議会においては、市町村、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区等から、当該都道府県又は当該地域の実情に応じて会員が構成されていること。また、導入作物の候補及び選定方針の検討等の際に普及指導センターによる技術及び経営に関する指導が必要な地域にあっては、地域協議会の会員に普及指導センターを含めるものとする。

(3) 本対策に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。

(4)～(5) (略)

(6) 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿っていること。

3～6 (略)

第6 実施の手続 (略)

第7 助成措置

国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとする。

下「基金」という。)を基金管理団体として管理・運用することとし、本対策が完了した際に、なお基金に残額があるときは農村振興局が別に定めるところにより、国に返還するものとする。

第8～第10 (略)

(別紙1)

耕作放棄地再生利用交付金(一般型)に係る事業の実施方法

第1 事業の内容

- 1 (略)
- 2 施設等補完整備に対する支援
  - 1の取組に附帯して行う下表の施設等補完整備の取組を支援するものとする。

事業種類		内容
基盤整備	(略)	(略)
小規模基盤整備		(略)
<u>(削る。)</u>		<u>(削る。)</u>
<u>(削る。)</u>		<u>(削る。)</u>

第8～第10 (略)

(別紙1)

耕作放棄地再生利用交付金(一般型)に係る事業の実施方法

第1 事業の内容

- 1 (略)
- 2 施設等補完整備に対する支援
  - 1の取組に附帯して行う下表の施設等補完整備の取組を支援するものとする。

事業種類		内容
基盤整備	(略)	(略)
小規模基盤整備		(略)
<u>乾燥調製貯蔵施設</u>		<u>穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粳すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備</u>
<u>集出荷貯蔵施設</u>		<u>農産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備</u>

農業体験施設	(略)
農業用機械・施設	(略)

3 (略)

## 第2 対象農地 (略)

### 第3 事業の仕組み

1 都道府県協議会は、要綱第7により造成された基金について、第1の取組に係る経費に充てる場合に限り、再生利用交付金として、これを取崩し交付することができるものとする。

2 地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、再生利用実施計画及び再生利用活動附帯事業の実施計画を添えて都道府県協議会に対して再生利用交付金の交付を申請するものとし、都道府県協議会は、地域協議会から申請のあったときは、審査の上、当該基金から再生利用交付金を交付するものとする。

3～4 (略)

5 地域協議会は、第1の1(1)の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、第1の1(1)の取組に係る経費に充てる、または当該基金に繰り入れるものとする。

6 (略)

## 第4 助成措置

第1に定める支援に係る再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

1～3 (略)

農業体験施設	(略)
農業用機械・施設	(略)

3 (略)

## 第2 対象農地 (略)

### 第3 事業の仕組み

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、第1の取組に係る経費に充てるために必要な経費について、都道府県協議会に対して再生利用交付金を交付する。

2 地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、再生利用実施計画及び再生利用活動附帯事業の実施計画を添えて都道府県協議会に対して再生利用交付金の交付を申請するものとし、都道府県協議会は、地域協議会の申請に応じ遅滞なく再生利用交付金を交付するものとする。

3～4 (略)

5 地域協議会は、第1の1(1)の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、第1の1(1)の取組に係る経費に充てるものとする。

6 (略)

## 第4 助成措置

国の再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

1～3 (略)

## 第5 実績の確認と報告

1 (略)

2 地域協議会長は、次の事項について取りまとめ、都道府県協議会長に報告するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 都道府県協議会から交付された再生利用交付金の実績

(5) (略)

3 都道府県協議会長は、次の事項について取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 基金の各年度の収支

(4) (略)

(別紙2)

耕作放棄地再生利用交付金（被災者支援型）に係る事業の実施方法

第1～第3 (略)

## 第4 助成措置

第1に定める支援に係る再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

1～3 (略)

第5 実績の確認と報告 (略)

## 第5 実績の確認と報告

1 (略)

2 地域協議会長は、次の事項について取りまとめ、都道府県協議会長に報告するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 都道府県協議会から交付された再生利用交付金の各年度の収支

(5) (略)

3 都道府県協議会長は、次の事項について取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 国の再生利用交付金により積み立てた資金の各年度の収支

(4) (略)

(別紙2)

耕作放棄地再生利用交付金（被災者支援型）に係る事業の実施方法

第1～第3 (略)

## 第4 助成措置

国の再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

1～3 (略)

第5 実績の確認と報告 (略)

## 附則

1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成29年4月1日より前に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 既に設置されている都道府県協議会あるいは地域協議会が自らの機能を経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）別紙1第1あるいは第2の都道府県農業再生協議会あるいは地域農業再生協議会に統合することを目的として解散する場合には、平成23年4月1日に施行の附則第3あるいは第4に準じるものとする。